

新病院整備事業費の見直しについて

説明資料

平成25年5月31日

桑名市

桑名市総合医療センター

新病院整備事業費の見直しの経緯

平成23年	2月	市が施設整備計画を策定して「地域医療再生臨時特例交付金」を申請。
平成24年	4月	桑名市民病院と山本総合病院とが統合し、桑名市総合医療センターが発足。
	7月	市が「桑名市新病院支援委員会」、「桑名市議会新病院の整備等に関する特別委員会」等の意見を聴いて「桑名市総合医療センター基本構想・基本計画」を策定。
	9月	センターが公募型プロポーザル方式で新病院基本設計事業者を選定。
	10月	事業者が基本設計に着手。
平成25年	2月	市が交付金申請時の施設整備計画を前提とする新病院整備事業費を当初予算に計上。
	3月	事業者が基本設計を完了。 センターが市に対して基本設計を報告。 市が「地方独立行政法人桑名市総合医療センター評価委員会」に対して基本設計を報告。



センターより、市に対し、施設整備計画の見直しに伴う新病院整備事業費の見直しを協議。

施設整備計画の見直しの必要性

1. 大規模災害に対応可能な施設整備

- 南海トラフ巨大地震で想定される最大津波に際しても、病院機能の継続が可能となるよう、既存棟・新築棟の1・2階部分に診療施設・エネルギー供給施設を配置しないことを基本とする取扱い。
(注) 「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」(平成24年8月29日 内閣府(防災担当)報道発表資料)によると、桑名市の最大津波高は、5m。
- これに伴い、既存棟に配置可能な病床数が減少し、新築棟に配置を必要とする病床数が増加。

2. 患者の療養環境に配慮した施設整備

- 新築棟の1・2階部分に立体駐車場を整備。
- 新築棟の一つに外来診療機能を集約し、入院・救急患者と外来・一般患者とが交錯しない動線を確保。

3. 小児・周産期医療の充実

- NICU(新生児集中治療室)の新設を3床から6床へ見直し。
- GCU(新生児治療回復室)7床を新設。

施設整備計画の見直しの内容

	交付金 申請時	基本設計 完了時	増減
既存棟			
病床数	150床	78床	▲72床
工事面積	10,123m ²	2,280m ²	▲7,843m ²
新築棟 <small>(立体駐車場部分を除く。)</small>			
病床数	250床	322床	+72床
工事面積	18,750m ²	24,843m ²	+6,093m ²

	交付金 申請時	基本設計 完了時	増減
立体駐車場			
台数	0台	150台	+150台
工事面積	0m ²	6,005m ²	+6,005m ²
外構			
工事面積	4,090m ²	3,360m ²	▲730m ²

工事費の縮減のための取組み

1. 既存棟の改修の範囲の精査

- 全面的な機器等の搬出入が必要となる既存棟の改修の範囲について、相互に関連する病院機能を集約するために必要最小限となるよう、精査。

既存棟の工事面積 : 10,123㎡ — **▲7,843㎡** → 2,280㎡
既存棟の工事費 : 15.3億円 — **▲11.6億円** → 3.7億円

2. エネルギー供給設備の別途対応

- エネルギー供給設備について、施設整備と別途に、業務委託で対応。

▲6.1億円

3. MRI(磁気共鳴画像装置)シールド工事・厨房機器設置工事の別途対応

- MRIシールド工事・厨房機器設置工事について、施設整備と別途に、機器購入又は業務委託で対応。

▲2.4億円

新病院整備事業費の見直しの内容

(平成23～26年度)

106.0億円 ——— **＋35.0億円** ———> 141.0億円

(単位:億円)

	見直し前	見直し分	見直し後
民間病院買取費用(注1)	22.2	—	22.2
用地取得費(注2)	6.6	—	6.6
備品購入費	5.3	—	5.3
移転費用	0.5	—	0.5
医療機器整備	13.0	—	13.0
電子カルテ	2.0	—	2.0

(注1) 民間病院買取費用は、職員用の立体駐車場の建設に係る保証金(1.0億円)を除く。

(注2) 用地取得費は、建物補償費用(1.0億円)、営業補償費用(0.1億円)、テナント解約費用(0.0億円)及び境界調査費用(0.0億円)を除く。

	見直し前	見直し分	見直し後
工事費	54.7	33.0	87.6
新築	50.0	16.3	66.3
駐車場	—	10.4	10.4
外構	0.3	0.6	1.0
改修	1.7	1.7	3.4
消費税	2.6	3.9	6.5
実施設計費	0.8	1.4	2.3
施工監理費	0.4	0.6	1.0
その他	0.5	—	0.5

新病院整備事業費の見直しを 補正予算に計上する必要性

- 施設整備計画の見直しに伴い、工事面積が増加するため、新病院整備事業費の見直しを補正予算に計上することが必要。
- 仮に、新病院整備事業費の見直しを補正予算に計上しないと、新築棟（立体駐車場部分を除く。）の工事費単価が低廉となってしまふところ。したがって、入札が不調となり、再入札が必要となるおそれ。
- なお、予算を執行する段階でも、競争入札を実施することにより、工事費等の縮減に取り組む方針。

新病院整備事業費の見直しを計上した補正予算を 平成25年6月の市議会に提出する必要性

- 平成27年4月における新病院の開設に向けて、補正予算成立後に実施設計を完了した上で、建築確認申請手続と工事発注手続とを並行して進め、平成25年11月頃に工事に着手し、工事完了後に機器等の搬出入を実施することが必要。
- そのうち、
 - ① 補正予算成立後の実施設計完了には、少なくとも3カ月程度
 - ② 工事発注手続には、少なくとも1カ月程度
 - ③ 工事には、少なくとも15カ月程度
 - ④ 機器等の搬出入には、少なくとも2カ月程度の期間が必要。
- このため、仮に、新病院整備事業計画の見直しを計上した補正予算を平成25年9月の市議会に提出しようとする、当初予算の枠内で実施設計を完了することが困難。したがって、工事の着手が早くても平成26年2月頃、新病院の開設が早くても平成27年7月頃とならざるを得ないところ。

新病院整備事業費の見直しの財源

- 新病院整備事業費の見直しに伴う予算の補正分のうち、
 - ① 4分の1に関しては、合併特例事業債
 - ② 4分の3に関しては、病院事業債で財源を措置することが可能。



- 合併特例事業債については、市が償還。もともと、元利償還金の70%が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算定される仕組み。
- 病院事業債については、センターが償還。この場合においては、ピーク時の平成30年度にも、営業収益（約104.7億円）に対する元金分の償還金（約3.1億円）の割合が3%程度にとどまる見込み。

新病院整備事業費の財源の内訳

(平成23～26年度)

(単位:億円)

	見直し前	見直し分	見直し後
国負担分 (地域医療再生臨時特例交付金)	26.7	—	26.7
市負担分	22.6	8.8	31.4
合併特例事業債	16.9	8.8	25.6
一般財源(負担分)	5.7	—	5.7
センター負担分	56.7	26.3	83.0
病院事業債	50.7	26.3	76.9
一般財源(貸付分)	6.1	▲0.0	6.1
合 計	106.0	35.0	141.0

(注) 各計数は、職員用の立体駐車場の建設に係る保証金(1.0億円)並びに建物補償費用(1.0億円)、営業補償費用(0.1億円)、テナント解約費用(0.0億円)及び境界調査費用(0.0億円)を除く。